

「第4期消費者基本計画の構成(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見No.	氏名・法人名	職業(差し支えない範囲で御記入ください。)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(通称NACS) 消費者提言特別委員会	
			対象箇所	意見(複数の箇所に御意見のある場合は分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
1	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第1章	消費者に関する政策ありき、事業ありきから脱却し、真に消費者に役立つ政策、事業へ転換できる計画策定が必要と考えます。 (そのためには、全ての消費者の意見を吸い上げる仕組みづくりが重要)
2	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費		第2章 ①	第1期から第3期までの計画における取組とその振り返りが必要であり、重要です。 (振り返りからの課題抽出と、その解決策を第4期に反映させることが重要)
3	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費		第2章 ②	取り巻く環境の変化については、全て消費者目録の表現にすべくではないかと考えます。 (例えば、少子化から多子化支援の施策、高齢者の活力を引き出す施策、全ての消費者に平等な社会構築の施策、全ての消費者に役立つ科学技術を進展させる環境づくり、全ての消費者の国際化施策、良好な自然環境を保持するための啓蒙施策等)
4	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費		第3章 ①③	SDGsの「誰一人取り残さない」の理念を消費者政策の基本方針として、第4期消費者基本計画を進めていただきたい。 子どもの事故防止、高齢者の消費者被害防止、商品・サービスに応じた取引の適正化、消費者向け教育・普及活動、消費者志向経営、更に、適切な法適用の確保と執行力の強化を消費者庁に強く望みます。
5	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第3章、第5章 ③④⑤⑥	消費者問題の原点に立ち返った迅速・的確な政策の推進として、「安全・安心の確保」と「秀質な法整備と執行力の強化」を掲げておられる。この2項目は、責任に先ず、期待する重要な柱です。関連した問題として、ゲノム編集食品の届け出・表示に関して不安を感じている消費者の声に対応をお願いします。6月の消費者委員会の部会で責任から「表示の義務化は困難」との見解が示されました。現状ではゲノム編集と突然変異とを見分ける検査方法がないと説明されました。検査方法がないのが理由とは消費者として納得できかねます。ゲノム編集技術が安全でも、「食べたくない」と考える消費者が店頭で選択できる権利の確保は必要ではないでしょうか。更に、消費者に信頼がされるゲノム食品を世に出す意向なら、その構成にこそ責任の役割ではないかと考えます(リスクコミュニケーションの必要性)。
6	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ②	個人間取引におけるトラブルへの対応、並びに消費者の多様な背景(若者・高齢者・障がい者・災害被災者など)を踏まえた、消費者トラブル防止のための取組は、責任の主要施策の一つです。責任が司令塔の立場を発揮して関係各庁と連携して推進していただきたいと考えます。
7	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会	消費者団体所属	第5章 ③	キャッシュレス化への対応を加えることを提案いたします。
8	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ⑤	(美容医療サービスの消費者被害防止) 美容医療の自由診療で、施術前にインフォームドコンセントを尽くし、当日施術を行わないことをクリニックに徹底すべきと思います。美容クリニックに施術吸引の相談に行き、その日の内に施術を行い、高額な施術費用を支払うケースが消費生活相談に入っています。一定の美容医療契約については、特定商取引法の継続的契約で規制されるようになりましたが、1回の脂肪吸引施術と一か月後の美肌施術、関連ダイエット食品提供などになると全体としては復身関連の美容施術と捉えるも個々の施術として、法律の規制が及びません。消費者と事業者の情報格差を縮めても、美容医療事業者に対して、クリニックの説明を受けたその日の施術を禁止する業界規制を作るよう関係各庁は願っていただきたいと思っております。
9	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ⑦	(事故情報の収集及び発生・拡大防止) 事故情報データベースに収集される事故データは、消費者生活すべての分野に及び、また、警察・消防・病院を含め、全公的機関の有事事故データや消費者団体などが収集している事故情報が発生し、すべての消費者事故情報の一元化を図ってほしい。原因究明につなげる仕組みを確立するため、収集された事故データの分析・原因究明に十分な人員を配してほしい。被害の予防、注意喚起を図るために、消費者、事業者などから事故データ・原因究明等の情報へのアクセスがスムーズに行えるようお願いしたい。
10	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ②	(特殊詐欺の取締り、被害防止の推進)TVや新聞、雑誌による特殊詐欺の取り、それに対する対応が速く報道され、関係各庁による様々な対策が実施されているにもかかわらず、高齢者をターゲットとした特殊詐欺は後を絶ちません。いまだにこのこと(詐欺集団による新たな手段で、判断力が減り、かつ孤立しやすくなる高齢者の詐欺被害が発生し続けている)を、高齢者が孤立しないために、行政を中心とした見守り、町内会や民生委員をも含めた体制作りが必要と考えます。さらに詐欺加害者に対してさらなる取り締まりの強化を期待します。
11	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ①	「食品ロス削減の包括的推進」について 食品ロス削減推進法では、フードバンクへの支援が明記され、その在り方が一層具体的に検討されていることを期待されませんが、事業者からフードバンクへというルートのみならず、今後は個人からフードバンクによる寄贈も増加することにより、家庭の食品の保存方法は事業者のような水準が求められると考えられ、こうした寄贈を無にしないためにも、一般家庭から食品を受け入れる際のガイドラインが必要と考えます。それとともに、一般消費者への寄贈の際のルールも、啓発を通じて周知することが必要です。
12	NACS食生活特別委員会		第5章 ①	「食品ロス削減の包括的推進」について フードバンク活動については、支援を必要とする側のニーズの反映が、課題となります。福祉行政と連携しながら、適切な食品を、必要とところに届けられるようなシステムが肝要です。
13	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ①	「食品ロス削減の包括的推進」について 賞味期限切れの食品を販売する店舗等が、話題となっています。賞味期限は多少切れても大丈夫ということで、安心ひかれて購入する消費者がいます。一方で、不安が残るので買わないという消費者の声も、多く聞きます。法に抵触するかもしれない問題ではなく、そうした食品が出来るルート等、行政として事業者へのヒアリングを行うと共に、三分のルールの見直しを迅速に進めてください。
14	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ①	「食品ロス削減の包括的推進」について 食品ロスに関する正しい知識を消費者が身につけられるような教育の場(教育現場、販売店舗、製造メーカーなど)、年齢等に合わせた食品ロスの具体的な内容のマトリックスを作成し、見える化を図ることが必要です。さまざまな場でわかりやすく実践しやすい啓発を、促進すると考えます。
15	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会		第5章 ③	サーバー型電子マネーの増加に伴い消費者被害が多発する可能性があります。このため早急に被害防止と被害救済策を講じる必要があります。
16	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第5章 ⑩	公益通報が、消費者の安全・安心に資するものであり、制度の実効性を向上させていくことは社会全体の利益を図る上で有用であることから、公益通報者保護制度については引き続き基本計画に記載し、継続して取り組むべきです。
17	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 消費者提言特別委員会		第6章	民間賃貸住宅にもIT化が進められている現状から、IT利用を急ぐあまり賃貸契約での消費者への情報提供がありません。賃貸トラブルの多さから見て早急に対策をとるべきです。